

平成26年9月定例会 総務委員会委員長報告

14番 寺沢 さゆりでございます。

私から、本市議会定例会におきまして、総務委員会に付託されました諸議案並びに請願の審査の結果につきまして御報告申し上げます。

審査の結果につきましては、お手元に配布されております総務委員会決定報告書のとおり決定した次第であります。

次に、委員会において論議され、市当局に要望いたしました主なる事項について申し上げます。

初めに、議案第93号 平成26年度長野市一般会計補正予算、歳出、第2款 総務費、第1項 総務管理費のうち、第一庁舎及び長野市芸術館の建設工事について申し上げます。

本工事の遅れについては、6月定例会において、1か月半から2か月程度との説明がなされて間もなく、7月上旬には、8か月という大幅な遅れの見込みに加えて、特定天井の耐震化に要する更なる遅れの可能性もあるとの説明がなされました。

このような事態を議会として重く受け止め、閉会中に2回の委員会を開催し、その詳細について調査を行ったところであります。

1回目の委員会において、市から、遅れの原因は、全国的な建設需要のひっ迫に伴う労務確保が予想以上に困難になっているなど、契約当初想定できなかった不測の事態であるとの説明があったところです。

しかしながら、委員からは、市及び建設JV等の監理体制や見通しが十分でなかった面を指摘する意見や、事業者に対する違約金、損害賠償を求めるべきとの意見が出されました。

そこで、市に対して、今後の対応について早急に考え方を示すよう求めるとともに、市及び建設JV等の監理体制の強化、工期短縮に向けた対応策などを検討するよう強く要望いたしました。

そして2回目の委員会において、工期については、施工方法の変更等により特定天井の耐震化を含めて8か月に調整したこと、また、事業者に対する違約金等については、法的な面を含めて慎重に判断した結果、請求できないと判断したこと、不測の事

態による工期延長に伴う経費負担は事業者と協議して決定する等の説明がありました。

これらの経過を経て、今定例会にて、インフレスライド適用による工事費増加と合わせ、工期延長に伴う工事経費負担等の補正予算が提出されたところであります。

本定例会中の委員会において、今後、更なる遅れのないよう、市は監理・監督者として事業者に対し十分指導するとともに、安全と品質の確保に努めるよう要望し、併せて、インフレスライドを含めた事業費の増加は市民の負担となることから、市民への説明を行うよう要望いたしました。

不測の事態といえども工期の遅れは大変残念なことであり、完成の暁には、市民に喜ばれる施設となることを切に願っております。

次に同じく、新幹線延伸・善光寺御開帳対策プロジェクトに係る補正予算について申し上げます。

前回の御開帳時における観光振興対策等の事業費と比較し、今回は市長の強い思いが込められる中、ウェルカム長野2015実行委員会への負担金約2億5,000万円に加え、交通渋滞対策や周遊キャンペーンなどの観光振興関係予算を含めると大幅な増額が見込まれます。

このように大きな投資をする以上、一定の展望を持つことが必要であることから、各住民自治協議会等による「にぎわいイベントの実施」など、ウェルカム長野2015実行委員会の事業等を、その次の御開帳までに、どのように継承していくかを課題として捉え、これを契機とした新たな伝統に向けた道筋を立てるべく取組を要望いたしました。

次に、議案第96号 長野市暴力団排除条例について申し上げます。

本条例の審査に当たっては、暴力団の排除については、本来警察が行うべきものである、また、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律いわゆる暴対法及び長野県暴力団排除条例により、本市が意図している暴力団に利する行為の禁止等は可能であるため、本市が条例を制定する必要性はない、さらに、不法行為に当たらない行為についても制約することから、基本的人権の侵害となるおそれがある、との意見が出されました。

一方、市の条例とすることで、市民全体で暴力団を排除していくことが明確になるとともに、排除に対する機運を高めるための理念として必要、との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行った結果、賛成多数で原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、企画政策部関係の所管事項について申し上げます。

元気と活力があふれるまちを目指して、3つの施策に力点を置き、人口の減少に歯止めをかけていくという強い決意を発表するものとして、「人口減少に挑む長野市長声明—人口減少への反撃—」の案が示されました。また、人口減少対策を総合的に推進する組織として人口減少対策本部を10月1日に設置するとの案も示されました。

力点を置く3つの施策は、現在の重点施策推進本部の柱としたものであり、調査・検討する事項として掲げられた例は、今までの施策の枠にとどまっています。

本年5月に、若年女性の流出により地方都市は消滅の危機に直面するという試算結果の報道がある中、本市の人口減少の歯止めには、女性をターゲットとした施策など、まちの魅力を高めるための新しい、また特徴ある施策が必要と考えます。

人口減少に対する市長の強い思いは理解するところでありますので、市民の現状を多角的に研究・分析し、実効性ある施策を検討するよう要望いたしました。

次に、地域振興部関係の所管事項について申し上げます。

都市内分権の更なる充実に向け、課題となっている事項については、前向きに検討するよう要望いたしました。

次に、消防局関係の所管事項について申し上げます。

平成26年8月豪雨は、広島県広島市に大規模な土砂災害をもたらしました。

本市の土砂災害防止法に基づく警戒区域は、土石流 359か所、がけ崩れ 1,867か所が指定されております。

市では、土砂災害への対策の一つとして、土砂災害ハザードマップを作成し、関係地区住民に配布しておりますが、この度の広島市での災害を受け、各地区の自主防災会の訓練等において、自分の住む地域の危険性のある箇所を認識してもらうための訓

練を、今までにも増して取り入れ、更なる市民の防災意識の啓発に努めるよう要望いたしました。

次に、請願の審査について申し上げます。

初めに、請願第25号 「特定秘密保護法」の廃止を求める請願について申し上げます。

まず、採択すべきものとして、「集団的自衛権の問題、軍事費の拡大の問題、武器三原則の問題にもつながっていく、日本企業の技術が武器に参入でき、技術開発ができるということになれば、この秘密保護法が、拡大解釈されてくる可能性があり、その中身も明らかにされない。知る権利、それから国民の基本的な権利をなくしていく法は廃止すべき。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「憲法違反の法律だということがあるが、憲法違反の法律は作れない。公務員の漏洩防止は大変重要なことだと思っている。」、「国会に情報監視審査会が設けられ、政府が情報開示はできないと言ったとしても、この審査会が、必要に応じてこの秘密指定は不適切と判断をすれば指定解除などの運用改善の勧告をして、勧告の結果、政府が取った措置の報告を求めることができる。また、政府も、特定秘密保護法第22条に規定されている知る権利というところで、明確にこれを尊重する方針を発表したということであり、知る権利も十分守られるのではないかと思っており、採択には反対する。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行ったところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、継続審査中の請願を含めた集団的自衛権に関する請願8件について申し上げます。なお、審査に当たっては、一括審査とし、請願第26号及び27号については、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、いずれも採択すべきものとして、「地元の高校生が自主的に行ったアンケートで、今の政治情勢を見ながら、集団的自衛権はよくないと、それから憲法9条は守るべきだと。子供たちの将来を戦争ができる国づくりの方向に進めるようなことは、一つ一つなくしていかなければならない。」、「閣議決定後の記者会見で安倍首相は、新しい自衛の措置等に関しては、戦争に行くものではないということを強調されてい

る。その後の通常国会においても戦争に参加することはないと答弁されているが、全く現実を分かっていない。自衛隊では、一番リアリティーを持った対応をしており、そこにしっかり目を向ける必要がある。」「憲法を解釈で変えていくというようなやり方は、いけない。やるならば、憲法改正について正式に国民の意思を問うというのがあってしかるべきと思うので、請願者の声を尊重する。」との意見が出されました。

一方、いずれも不採択とすべきものとして、「今回の決定で認められた憲法9条の下で許容される自衛の措置は、飽くまでも国民の命と平和な暮らしを守る自衛のための措置であり、外国防衛それ自体を目的とする集団的自衛権の行使は認められていない。外国に対する武力攻撃が発生しても、日本に対する武力攻撃に匹敵するような場合でなければ自衛の措置は認められない。安倍首相も閣議決定後の記者会見で現在の憲法解釈の基本的な考え方は今回の閣議決定においても何も変わらないと断言している。これから行われる個別法の改正においても、この平和憲法がしっかりと堅持できるような各法の整備をしっかりとやっていかなくてはいけないと思っている。」「閣議決定が集団的自衛権いわゆるフルセットの集団的自衛権になってしまったのではないかという誤解を招いているのが事実。しかし、今回の閣議決定の文あるいは新三要件を読むと、また説明などを聞くと、個別的自衛権と集団的自衛権の間に少し重なる部分があって、今回はこの新三要件等を加えると個別的自衛権の限界を示している。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、それぞれ採決を行ったところ、いずれの請願も賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第31号 国に対し、消費税率10パーセントへの増税中止を求める請願について申し上げます。なお、本請願の審査に当たっては、参考人の出席を求め、趣旨等の説明及び質疑を行いました。

まず、採択すべきものとして、「中小零細企業の場合に、8パーセントの引上げ分を転嫁できない状況があり、経営が厳しい状況は共通認識にしておく必要がある。10パーセントへの引上げは景気動向を見てということだが、基本的にアベノミクスの効果というのは、地方では全く実感ができないどころか、物価の上昇に加えて、消費が更に落ち込んでいく。結果、景気そのものは上向きにならないという状況が十分に想定される中で、来年10月の引上げを今の段階で決定することは、政策的誤りとなるこ

とは間違いないだろうと思う。そういう観点から願意を酌む。」「消費税が社会保障に使われていればよいが、使われないで法人税の減税だけ、それも資本金10億円以上の大企業だけの減税になっている。消費税は全て同率で掛けられるため、収入の少ない人ほど負担が重くなる税金となっている。中小業者、それから生活困難者が更に追い込まれることがないように消費税の増税をさせないために、賛同を願う。」との意見が出されました。

一方、不採択とすべきものとして、「転嫁ができなくて大変苦しんでいる企業は、転嫁Gメンを使って正当に消費税分を上げるようにするのが、国が進めている施策である。」「中小企業のお話を聞くと、消費税の8パーセントの影響が全くないと言ったら嘘になるが、社会保障のために使われるのであれば仕方がないという方もいる。」「消費税増税の一番の狙いは、社会保障費を充実していきたいという皆さんの願いである。これだけ高齢者が増えて、また、子育ても充実していかなければならないという中であって、財源を安定的に確保できるのは消費税しかないということが共通認識である。本当に国民の皆様が日常的に使う物や食べる物については軽減をするという配慮も、低所得者対策もしっかりとやっていくということもあるので、これは首相の判断に委ねたいと思っている。」との意見が出されました。

以上の論議を踏まえ、採決を行ったところ、賛成少数で不採択とすべきものと決定いたしました。

最後に、請願第32号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出を求める請願について申し上げます。

本請願については、請願者の願意を酌み、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。